

5. 税金（ぜいきん）について

●市民税（しみんぜい）・県民税（けんみんぜい）

・払（はら）わなければならない人（ひと）は、毎年（まいとし）1月（がつ）1日（にち）時点（じてん）で、上尾市内（あげおしな）に住（す）んでいて、前（まえ）の年（とし）の1月（がつ）～12月（がつ）に所得（しょとく）のあった人（ひと）です。

・ただし、外国人住民（がいこくじんじゅうみん）で日本（にほん）での滞在（たいざい）が短期間（たんきかん）※の場合（ばあい）は、税金（ぜいきん）がかかりません。

※約（やく）3カ月（げつ）以内（いない）

●軽自動車税（けいじどうしゃぜい）

・毎年（まいとし）4月（がつ）1日（にち）時点（じてん）で、バイクや軽自動車（けいじどうしゃ）を持（も）っている人（ひと）が払（はら）います。

●税金（ぜいきん）を払（はら）うときは

・税金（ぜいきん）は、銀行（ぎんこう）の口座振替（こうざふりかえ）、電子（でんし）マネー、窓口納付（まどぐちのうふ）で払（はら）うことができます。

・税金（ぜいきん）のお知（し）らせが来（き）たら、必（かなら）ず期限（きげん）までに払（はら）いましょう。